

令和3年度 秦野市介護保険事業報告書

令和4年（2022年）8月



秦野市

目 次

1 第1号被保険者	1
(1) 第1号被保険者数	1
2 要介護・要支援認定状況.....	1
(1) 要介護・要支援認定の申請状況.....	1
(2) 要介護・要支援認定者の状況.....	2
(3) 認定調査	2
(4) 介護認定審査会.....	2
3 給付.....	3
(1) 介護サービス事業所・施設数	3
(2) 居宅サービス利用状況(1か月平均)	4
(3) 施設サービス利用状況(1か月平均)	4
4 特別養護老人ホームの待機者の状況.....	4
5 地域支援事業	5
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	5
ア 事業対象者の状況	5
イ 給付	5
ウ 住民主体型サービスの状況.....	5
エ 訪問型移動支援サービスの状況.....	5
(2) 一般介護予防事業	6
ア 介護予防普及啓発事業	6
イ 地域介護予防活動支援事業	6
(3) 地域高齢者支援センターの運営状況(包括的支援事業)	6
ア 委託先の状況.....	6
イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	7
ウ 要支援認定者等に対するケアプラン作成.....	7
(4) ケアプラン指導研修事業	8
(5) 任意事業	8
ア 介護給付費等費用適正化事業	8
イ 家族介護支援事業	9
ウ その他事業.....	9
(6) 在宅医療・介護連携推進事業	10
ア 在宅医療・介護連携推進協議会、作業部会の開催	10
イ 医療・介護関係者向け研修会	10
ウ 市民向け講演会の開催.....	11

(7) 生活支援体制整備事業.....	11
ア 生活支援体制整備事業研究会（第1層協議体研究会）の開催.....	11
イ 第2層協議体の設置.....	11
ウ 移動支援担い手養成研修（地域支え合い型認定ドライバー研修）の開催.....	11
エ 生活支援担い手養成研修（認定ヘルパー研修）の開催.....	11
(8) 認知症総合支援事業.....	12
ア 認知症サポーター養成講座.....	12
イ 認知症ステップアップ講座.....	12
ウ 認知症初期集中支援推進事業.....	12
6 低所得者対策.....	12
(1) 負担限度額認定.....	12
(2) 特定負担限度額減額・免除.....	13
(3) 社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担の軽減.....	13
(4) 秦野市介護保険条例に基づく介護保険料及び利用者負担額の法定減免.....	14
(5) 介護保険利用者負担額助成.....	14
(6) 秦野市社会福祉協議会による介護保険料助成.....	14
7 その他.....	14
(1) 介護サービス相談員派遣事業.....	14
8 保険料.....	15
(1) 段階別保険料.....	15
(2) 段階別人数.....	16
(3) 徴収率.....	17
9 介護保険のあゆみ.....	17

注) 割合は、小数点1桁以下で四捨五入しているため、合計が「100」にならない場合があります。

1 第1号被保険者

(1) 第1号被保険者数

令和3年度末時点の高齢化率[※]は31.0%で、超高齢社会を迎えています。

(各年度末)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R2-R3 の伸び率
住民基本台帳人口(人)	161,230	160,730	159,968	159,675	-0.2%
65歳以上人口(人)	47,347	48,247	48,959	49,447	1.0%
高齢化率	29.4%	30.0%	30.6%	31.0%	1.3%
第1号被保険者数(人)	47,179	48,061	48,771	49,226	1.0%
前期高齢者数(人) (65歳～74歳)	25,553	25,425	25,511	24,884	-2.5%
後期高齢者数(人) (75歳以上)	21,626	22,636	23,260	24,342	4.7%
外国人被保険者数(再掲)	126	144	156	173	10.9%
住所地特例 [※] 者数(再掲)	220	240	264	263	-0.4%

※ 高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合。7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」といいます。

※ 住所地特例(介護保険法第13条)

市(町村)外の特別養護老人ホーム等に直接転出する場合、介護保険の保険者は前住所地の市町村となります。

2 要介護・要支援認定状況

(1) 要介護・要支援認定の申請状況

令和3年度の要介護・要支援認定の申請件数(取り下げ件数を含む)は、前年度より1,502件増加しました。

		新規		更新	区分 変更	転入・ その他	総計
		新規	支援→介護 [※]				
H29年度	件数	1,699	241	3,193	483	89	5,705
	割合	29.8%	4.2%	56.0%	8.5%	1.5%	100%
H30年度	件数	1,757	230	3,215	505	88	5,795
	割合	30.3%	4.0%	55.5%	8.7%	1.5%	100%
R 元年度	件数	1,728	226	3,468	478	98	5,998
	割合	28.8%	3.8%	57.8%	8.0%	1.6%	100%
R2 年度	件数	1,733	252	1,863	575	92	4,515
	割合	38.4%	5.6%	41.3%	12.7%	2%	100%
R3 年度	件数	2,016	284	2,949	663	105	6,017
	割合	33.5%	4.7%	49.0%	11.0%	1.8%	100%

※要支援から要介護への変更申請

(2) 要介護・要支援認定者の状況

令和3年度末の要介護・要支援認定者数は、前年度末に比べ 316 人増加しました。

また、第1号被保険者に対する要介護・要支援の認定率は、14.74%でした。(単位:人)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
R元年度末	総数	506	674	1,436	1,517	1,160	944	715	6,952	
	第1号被保険者(A)	495	650	1,413	1,473	1,129	925	691	6,776	
	前期高齢者	97	113	175	220	137	117	95	954	
	後期高齢者	398	537	1,238	1,253	992	808	596	5,822	
	第2号被保険者	11	24	23	44	31	19	24	176	
	第1号被保険者数(B)									48,061
	認定率(1号)(A/B)	1.03%	1.35%	2.94%	3.06%	2.35%	1.92%	1.44%	14.10%	
R2年度末	総数	551	713	1,383	1,618	1,162	1,017	684	7,128	
	第1号被保険者(A)	537	686	1,362	1,576	1,129	1,001	659	6,950	
	前期高齢者	105	100	183	224	141	128	106	987	
	後期高齢者	432	586	1,179	1,352	988	873	553	5,963	
	第2号被保険者	14	27	21	42	33	16	25	178	
	第1号被保険者数(B)									48,771
	認定率(1号)(A/B)	1.1%	1.41%	2.79%	3.23%	2.32%	2.05%	1.35%	14.25%	
R3年度末	総数	615	804	1,357	1,633	1,226	1,080	729	7,444	
	第1号被保険者(A)	594	779	1,334	1,589	1,201	1,055	705	7,257	
	前期高齢者	98	138	179	219	153	132	107	1,026	
	後期高齢者	496	641	1,155	1,370	1,048	923	598	6,231	
	第2号被保険者	21	25	23	44	25	25	24	187	
	第1号被保険者数(B)									49,226
	認定率(1号)(A/B)	1.21%	1.58%	2.71%	3.23%	2.44%	2.14%	1.43%	14.74%	

(3) 認定調査

平成28年度から、直営調査のほぼ全てを神奈川県指定市町村事務受託法人(かながわ福祉サービス振興会)へ委託したことで、認定調査件数の0.6%を市職員が行い、99.4%は委託調査で行いました。

		直営調査		直営計	委託調査		委託計	総計		
		在宅	施設		在宅	施設		在宅	施設	計
R元年度	件数	12	2	14	4,174	1,547	5,721	4,186	1,549	5,735
	割合	85.7%	14.3%	0.2%	73.0%	27.0%	99.8%	73.0%	27.0%	100%
R2年度	件数	17	6	23	3,143	1,176	4,319	3,160	1,182	4,342
	割合	73.9%	26.1%	0.5%	72.8%	27.2%	99.5%	72.8%	27.2%	100%
R3年度	件数	19	15	34	5,156	453	5,609	5,175	468	5,643
	割合	55.9%	44.1%	0.6%	91.9%	8.1%	99.4%	91.7%	8.3%	100%

(4) 介護認定審査会

令和3年度は7合議体で5,485件の審査判定を行いました。

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
審査会開催回数(回)	161	170	170	147	172
認定審査件数(件)	5,344	5,613	5,694	4,393	5,485
1回当たりの平均審査件数(件)	33.2	33.0	33.5	29.9	31.9

3 給付

(1) 介護サービス事業所・施設数

(各月末)

	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月
居宅介護支援 (介護支援専門員)	34 (95人)	33 (112人)	33 (108人)	35 (118人)	35 (121人)
介護予防支援 (介護支援専門員)	7 (20人)	7 (34人)	7 (34人)	7 (33人)	7 (50人)
訪問介護 (常勤ヘルパー) (非常勤・臨時ヘルパー)	26 (73人) (201人)	24 (77人) (233人)	24 (69人) (224人)	26 (70人) (199人)	25 (70人) (182人)
訪問入浴介護 (入浴車)	4 (6台)	4 (6台)	4 (6台)	4 (6台)	4 (6台)
訪問看護	11	12	11	13	13
訪問リハビリテーション	2	3	3	3	4
通所介護 (定員)	21 (711人)	20 (694人)	24 (809人)	24 (802人)	25 (842人)
通所リハビリテーション (定員)	8 (368人)	8 (368人)	8 (368人)	8 (368人)	8 (368人)
地域密着型通所介護 (定員)	26 (299人)	26 (299人)	25 (288人)	23 (276人)	22 (265人)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	1	2	2	2	2
短期入所生活介護 (定員)	8 (158人)	8 (168人)	8 (158人)	8 (158人)	8 (158人)
短期入所療養介護(老健・療養型)	6	6	6	6	6
認知症対応型共同生活介護 (定員)	13 (189人)	13 (189人)	13 (189人)	13 (198人)	13 (198人)
認知症対応型通所介護 (定員)	3 (34人)	2 (22人)	2 (22人)	2 (22人)	2 (22人)
小規模多機能型居宅介護 (定員)	2 (54人)	3 (83人)	3 (83人)	4 (108人)	4 (108人)
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) (定員)	1 (25人)	1 (25人)	1 (25人)	1 (25人)	1 (25人)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (床数)	1 (29床)	1 (29床)	1 (29床)	1 (29床)	1 (29床)
特定施設入居者生活介護	12	12	13	14	14
福祉用具貸与	5	7	9	9	7
介護老人福祉施設(床数)	7(618床)	7(628床)	7(628床)	7(628床)	7(628床)
介護老人保健施設(床数)	6(504床)	5(487床)	5(487床)	5(487床)	5(487床)
介護療養型医療施設(介護保険適用床数)	0(0床)	0(0床)	0(0床)	0(0床)	0(0床)
介護医療院			1(52床)	1(52床)	1(52床)
事業所・施設数(計)	205	206	212	218	216

注) 医療機関等がみなし指定を受けて実施する居宅療養管理指導、訪問看護及び訪問リハビリを除く。

(2) 居宅サービス利用状況(1か月平均)

区分	R元年度(人)			R2年度(人)			R3年度(人)		
	計	第1号 被保険者	第2号 被保険者	計	第1号 被保険者	第2号 被保険者	計	第1号 被保険者	第2号 被保険者
要支援1	188	183	5	213	211	2	252	249	3
要支援2	325	316	9	352	340	12	390	379	11
経過的要介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	1,032	1,015	17	1,041	1,024	17	1,008	994	14
要介護2	1,239	1,198	41	1,260	1,224	36	1,304	1,269	35
要介護3	723	699	24	734	707	27	737	716	21
要介護4	435	424	11	460	449	11	506	494	12
要介護5	318	309	9	308	297	11	321	310	11
合計	4,260	4,144	116	4,368	4,252	116	4,518	4,411	107

(3) 施設サービス利用状況 (1か月平均)

施設	R元年度(人)			R2年度(人)			R3年度(人)		
	計	第1号 被保険者	第2号 被保険者	計	第1号 被保険者	第2号 被保険者	計	第1号 被保険者	第2号 被保険者
介護老人福祉施設	679	675	4	682	677	5	694	687	7
介護老人保健施設	464	457	7	474	470	4	481	478	3
介護療養型医療施設	4	4	0	4	4	0	5	5	0
介護医療院	15	15	0	21	21	0	27	27	0
合計	1,162	1,151	11	1,181	1,172	9	1,207	1,197	10

4 特別養護老人ホームの待機者の状況

年月		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成29年4月	待機者数(人)	37	91	190	154	123	595
	割合	6.2%	15.3%	31.9%	25.9%	20.7%	100.0%
平成29年10月	待機者数(人)	39	83	217	170	124	633
	割合	6.2%	13.1%	34.3%	26.8%	19.6%	100.0%
平成30年4月	待機者数(人)	36	72	200	165	115	588
	割合	6.1%	12.2%	34.0%	28.1%	19.6%	100.0%
平成30年10月	待機者数(人)	35	73	187	147	129	571
	割合	6.1%	12.8%	32.8%	25.7%	22.6%	100.0%
平成31年4月	待機者数(人)	1	11	207	138	84	441
	割合	0.2%	2.5%	47.0%	31.3%	19.0%	100.0%
令和2年4月	待機者数(人)	17	39	191	167	103	517
	割合	3.3%	7.5%	37.0%	32.3%	19.9%	100.0%
令和3年4月	待機者数(人)	15	35	204	158	110	522
	割合	2.9%	6.7%	39.1%	30.2%	21.1%	100.0%

(令和元年度から10月調査なし。)

5 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 28 年 1 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。なお、基準緩和型サービスは平成 28 年 4 月から開始しました。

ア 事業対象者の状況 (単位:人)

	R 元年度末	R2 年度末	R3 年度末
事業対象者	603	623	647

イ 給付

(ア) 市内サービス事業所数

		R 元年度末	R2 年度末	R3 年度末
訪問サービス	予防給付型	10	10	7
	基準緩和型	14	14	12
通所サービス	予防給付型	14	12	12
	基準緩和型	37	35	37

(イ) サービスの利用状況(1か月平均) (単位:人)

		R 元年度	R2 年度	R3 年度
訪問サービス	予防給付型	6	7	7
	基準緩和型	208	209	222
通所サービス	予防給付型	4	5	3
	基準緩和型	555	503	525

ウ 住民主体型サービスの状況

平成 28 年 4 月からサービスを開始し、補助金を交付しました。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
訪問サービス	2 団体	2 団体	2 団体
通所サービス	8 団体	7 団体	7 団体

エ 訪問型移動支援サービスの状況

平成 28 年 4 月からサービスを開始し、補助金を交付しました。

内容	R 元年度	R2 年度	R3 年度
住民主体型通所サービスの送迎	3 団体	3 団体	3 団体

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するための講演会や運動教室等の介護予防教室等を開催しました。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
開催回数	681 回	342 回	441 回
参加延べ人数	15,089 人	4,959 人	6,267 人

イ 地域介護予防活動支援事業

(ア) 補助金

地域で介護予防活動を実施している団体に補助金による支援をしました。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
実施団体	53 団体	60 団体	67 団体

(イ) 人材育成

介護予防に関するボランティア等の人材育成や、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援をしました。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
開催回数	68 回	45 回	15 回
参加延べ人数	1,564 人	394 人	200 人

(3) 地域高齢者支援センターの運営状況(包括的支援事業)

日常生活圏域ごとに設置(委託)した7か所の地域高齢者支援センターにおいて、高齢者の総合相談や継続的な介護予防ケアマネジメントと実態把握、ケアマネジャー支援、高齢者虐待への対応、権利擁護支援を行うとともに、様々な関係機関と連携を図りました。

ア 委託先の状況

	社会 福祉法人	医療法人	社団・ 財団法人	有限会社	合計
委託先	2か所	3か所	1か所	1か所	7か所

イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(ア) 民生委員、自治会、公民館等との地域連携事業

関係機関との連携		事業件数		
		R 元年度	R2 年度	R3 年度
連携事業対象団体(延)	民生委員	148	121	148
	自治会、老人クラブ	286	48	64
	ケアマネジャー	243	142	215
	市民活動団体等	111	370	443
	社会福祉協議会	47	33	51
	その他	767	291	286
	合 計	1,602	1,005	1,207

(イ) 介護支援専門員等へのケアマネジメント支援

相談機関		相談件数		
		R 元年度	R2 年度	R3 年度
相談機関別内訳(延)	ケアマネジャー	3,188	3,824	5,523
	事業者	2,779	2,760	4,349
	主治医	1,781	1,990	3,168
	民生委員	963	1,292	1,740
	近隣	146	252	347
	知人	138	220	246
	行政機関	1,652	1,932	3,215
	関係機関	562	722	1,190
	その他	310	423	792
	合 計	11,519	13,415	20,570

ウ 要支援認定者等に対するケアプラン作成 (各年 3 月審査件数)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
介護予防支援(再委託含む)	498 件	549 件	586 件
介護予防ケアマネジメント(再委託含む)	514 件	480 件	505 件
計画作成件数合計【A】	1,012 件	1,029 件	1,091 件
(参考)要支援 1・2 認定者及び総合事業対象者【B】※3 月末人数	1,783 人	1,889 人	2,071 人
(参考)要支援 1・2 認定者等に占める割合【A÷B】	56.8%	54.5%	52.7%

(4) ケアプラン指導研修事業

秦野市介護支援専門員協会及び神奈川県秦野保健福祉事務所の協力を得て、市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)等を対象とした研修会を実施しました。

	日時・場所	内容	参加者数
1	令和3年5月14日(木) 西庁舎3階大会議室 及びZOOM	令和3年度介護保険制度改正について 講師:淑徳大学 総合福祉学部社会福祉学科 教授 結城 康博 氏	ケアマネジャー、 介護保険事業者、 地域高齢者支援センター職員、125人
2	令和3年7月21日(水) 本庁舎3階講堂 及びZOOM	ケアマネジャーとしての倫理・原則 講師:小田原福祉会 潤生園 事務長 神矢 孝之 氏	ケアマネジャー、 介護保険事業者、 地域高齢者支援センター職員、117人
3	令和3年9月22日(水) 本庁舎3階講堂 及びZOOM	神経難病について 講師:いきいきクリニック 院長 武知 由佳子 氏	ケアマネジャー、 介護保険事業者、 地域高齢者支援センター職員、135人
4	令和3年11月12日(金) 本庁舎3階講堂 及びZOOM	在宅医療・最期まで自分らしく～気づきが学びの原点～ 講師:悠翔会 理事長 佐々木 淳 氏	ケアマネジャー、 介護保険事業者、 地域高齢者支援センター職員、医療従事者、138人
5	令和4年1月31日(月) 本庁舎3階講堂 及びZOOM ※秦野センター保健予防課共催	認知症について～症状よりも「人」を診ること～ 講師:東京慈恵会医科大学附属病院 精神医学講座教授 繁田 雅弘 氏	ケアマネジャー、 介護保険事業者、 地域高齢者支援センター職員、137人
6	令和4年3月11日(金) 本庁舎3階講堂 及びZOOM	これからの後見人制度について 講師:國原法務事務所 國原 聖史 氏	ケアマネジャー、 介護保険事業者、 地域高齢者支援センター職員、117人

(5) 任意事業

ア 介護給付費等費用適正化事業

居宅サービス利用者に対し、サービスの利用状況とサービスが適正に行われたかどうかを確認するため、介護給付費通知書を発送しました。

また、要介護等認定者の身体状況に合った住宅改修及び福祉用具購入の適正な利用を推進するため、リハビリテーション専門職による点検を実施しました。

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
介護給付費通知書発送数	3,954通	4,109通	3,910通	4,089通	4,150通	4,246通

イ 家族介護支援事業

紙おむつ助成事業

在宅要介護者及び介護者がともに住民税非課税世帯に属する者又は世帯員全員の合計所得金額の合計が240万円未満の対象者に紙おむつの費用の一部を助成し、介護者の経済的負担の軽減を図りました。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
実利用者数	202 人	187 人	206 人
利用件数	1,279 件	1,300 件	1,358 件

ウ その他事業

(ア) 成年後見制度利用支援事業

財産管理、身上監護の観点から、判断能力の低下により成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、2親等以内の親族がいないなど当事者による申し立てができない状況にあり、市長申立の要請がなされた高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援しました。

市長申立件数

類型	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
後見	8 件	7 件	5 件	13 件
保佐	3 件	1 件	3 件	1 件
補助	0 件	0 件	0 件	0 件
計	11 件	8 件	8 件	14 件

(イ) 住宅改修理由書作成等助成費

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
該当事業所	10 事業所	12 事業所	15 事業所
件数	32 件	37 件	32 件

(ウ) 地域自立生活支援事業(介護サービス相談員派遣事業)

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から前年度同様に訪問による活動は実施できませんでしたが、活動再開に向け、受け入れ事業所にアンケートを行い、受け入れの可否を確認するとともに、相談員に対して再開の際の参加意向確認を行い、事業再開に最大限努めました。

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
介護サービス相談員	17 人	16 人	15 人	19 人	15 人
訪問施設	19 施設	19 施設	19 施設	0 施設	0 施設
活動回数	459 回	389 回	321 回	0 回	0 回

(エ) 給食サービス事業

日常の食生活に支障を来しているひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達し、併せて安否確認を行うことにより、高齢者の健康で自立した在宅生活を支援しました。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
登録者数(年度末)	123 人	187 人	140 人
延べ配食数	9,526 食	12,641 食	11,905 食

(オ) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者が地域社会の中で自立し、安全で快適な生活を営むことができるよう、生活援助員を派遣し、生活指導、安否の確認や一時的な家事援助を行ないました。

所在地	秦野市名古木4-2 県営名古木団地(アメニティ名古木)2号棟
-----	--------------------------------

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
入居者数	23 世帯 34 人	23 世帯 34 人	23 世帯 34 人
派遣人員	4 人	4 人	4 人
活動日数	242 日	244 日	242 日
相談件数	1,210 件	1,227 件	1,357 件

(6) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者等の関係者の連携を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言下において、事業や会議が中止や未開催となりました。

ア 在宅医療・介護連携推進協議会、作業部会の開催

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
協議会	3 回	3 回	2 回	3 回
作業部会	7 回	7 回	6 回	6 回

イ 医療・介護関係者向け研修会

開催日	内容	参加者
令和3年 11月25日	ケアプラン指導・在宅医療介護関係者向け合同研修会 講師 悠翔会 理事長 佐々木 敦氏	138 人
令和4年 2月17日	医療介護関係者向け多職種研修会 講師 和田 忠志 氏	中止

ウ 市民向け講演会の開催

開催日	内容	参加者
令和3年 11月28日	終活イベント ハッピーライフフェスタ2021 in はだの 午前 パネルディスカッション 「家族が語る介護と看取り」 午後 ドキュメンタリー映画「人生をしまう時間」	246人

(7) 生活支援体制整備事業

地域に必要な支援や新たなサービスの創出などの市全体の課題や日常生活圏域の課題について検討しました。

ア 生活支援体制整備事業研究会（第1層協議体研究会）の開催

	R元年度	R2年度	R3年度
開催回数	10回	2回	2回

イ 第2層協議体の設置

つるまき協議会（平成28年11月8日設置 鶴巻地区）

	R元年度	R2年度	R3年度
開催回数	1回	0回	0回

ウ 移動支援担い手養成研修（地域支え合い型認定ドライバー研修）の開催

地域が支え合い活動の中で移動困難者への取組を行うために、移動支援を行う際の知識を学ぶとともに、福祉有償運送のドライバーとしての資格を得ることができる研修会を開催しました。

開催日	R3年度
令和3年7月9日・12日・13日	17人
令和3年10月1日・4日・5日	23人

エ 生活支援担い手養成研修（認定ヘルパー研修）の開催

住民が主体となって地域で生活支援の訪問型サービスを行う際の基礎知識を学ぶとともに、介護保険事業所で要支援や事業対象者を対象とした基準緩和型の生活支援のヘルパーとして働くための資格が取得できる研修会を開催しました。

開催日	基準緩和型(2日間)	住民主体型(1日間)
令和3年9月21日・22日	21人	0人

(8) 認知症総合支援事業

65 歳以上の高齢者を対象に、認知症予防教室及び市民に対し認知症の知識の普及啓発のための講座や講演会を開催しました。

ア 認知症サポーター養成講座

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
開催回数	104 回	83 回	42 回
参加延べ人数	2,147 人	776 人	507 人
累計人数	13,250 人	14,026 人	14,533 人

イ 認知症ステップアップ講座

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
開催回数	26 回	20 回	23 回
参加延べ人数	468 人	234 人	226 人
累計人数	547 人	781 人	1,007 人

ウ 認知症初期集中支援推進事業

	R 元年度	R2 年度	R3 年度
開催回数	11 回	12 回	12 回

6 低所得者対策

(1) 負担限度額認定

低所得の要介護者が、介護保険3施設やショートステイを利用したときの食費及び居住費(滞在費)の自己負担額を軽減しました。

※8月1日から翌年7月31日までの発行者数

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
第1段階	90 人	93 人	85 人	90 人
第2段階	299 人	281 人	281 人	260 人
第3段階①※	918 人	957 人	950 人	214 人
第3段階②※				667 人
合計	1,307 人	1,331 人	1,316 人	1,231 人

第1段階 : 老齢福祉年金、生活保護受給者等で、預貯金等が単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下の人

第2段階 : 本人とその世帯全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額と年金等の収入額の合計が年間 80 万円以下で、預貯金等が単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下の人

第3段階①: 本人とその世帯全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額と年金等の収入額の合計が年間 80 万円を超え、120 万円以下で、預貯金等が単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下の人

第3段階②: 本人とその世帯全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額と年金等の収入額の合計が 120 万円を超え、預貯金等が単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下の人

※令和3年8月の改正介護保険法の施行に伴い、第3段階が第3段階①及び②に細分化されました。

(2) 特定負担限度額減額・免除

旧措置入所者*に対しても一般の入所者と同様、所得に応じて負担限度額が設けられ、介護保険法施行日以前に支払っていた額を上回らないよう、食費・居住費の負担額を減額しました。なお、介護保険法施行法の一部改正による平成22年3月までの経過措置が、当面の間延長されました。

※8月1日から翌年7月31日までの発行者数

	H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度	
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
第1段階	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第2段階	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第3段階①※	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第3段階②※								
合計	2人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第1段階 : 老齢福祉年金、生活保護受給者等で、預貯金等が単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下の人

第2段階 : 本人とその世帯全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額と年金等の収入額の合計が年間 80 万円以下で、預貯金等が単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下の人

第3段階①: 本人とその世帯全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額と年金等の収入額の合計が年間 80 万円を超え、120 万円以下で、預貯金等が単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下の人

第3段階②: 本人とその世帯全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額と年金等の収入額の合計が 120 万円を超え、預貯金等が単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下の人

※令和3年8月の改正介護保険法の施行に伴い、第3段階が第3段階①及び②に細分化されました。

※旧措置入所者

介護保険法施行日において、特別養護老人ホームに入所していた旧老人福祉法第11条第1項第2号の措置に該当し、その後も当該特別養護老人ホームに入所している人など

(3) 社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担の軽減

住民税非課税者世帯で、社会福祉法人等の介護保険サービスの利用者負担金を支払うこと等により、生計を維持していくことが困難となってしまう場合、利用者負担を軽減しました。

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
人数	8人	9人	14人	12人	11人
世帯数	8世帯	9世帯	14世帯	11世帯	11世帯

- (4) 秦野市介護保険条例に基づく介護保険料及び利用者負担額の法定減免
 第1号被保険者の属する世帯の生計中心者が、災害、事業の倒産等により収入が著しく減少した場合などに介護保険料の徴収が猶予又は減免されます。また、介護保険サービスの利用者負担額も減免できる場合があります。

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
介護 保険料	人数	3人	1人	1人	47人 (内45人※)	20人 (内17人※)
	世帯数	2世帯	1世帯	1世帯	32世帯 (内30世帯※)	16世帯 (内13世帯※)
利用者 負担額	人数	3人	1人	1人	2人	1人
	世帯数	2世帯	1世帯	1世帯	2世帯	1世帯

※令和2年度の介護保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免を実施

- (5) 介護保険利用者負担額助成
 生活保護法上の保護を受けずに生計を維持している低所得者(要保護者)に対し、居宅サービス等に係る利用者負担額について、助成金を支給する制度です。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
人数	0人	0人	0人	0人	0人
世帯数	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯

- (6) 秦野市社会福祉協議会による介護保険料助成
 生活保護法上の保護を受けずに生計を維持している低所得者(要保護者)は、支払った介護保険料のうち、第1段階の保険料額の2分の1を差し引いた額について、秦野市社会福祉協議会から助成を受けました。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
人数	5人	5人	3人	3人	3人
世帯数	3世帯	4世帯	2世帯	2世帯	2世帯

7 その他

- (1) 介護サービス相談員派遣事業
 新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、前年度同様に訪問による活動は実施できませんでしたが、活動再開に向け、受け入れ事業所にアンケートを行い、受け入れの可否を確認するとともに、相談員に対して再開の際の参加意向確認を行い、事業再開に最大限努めました。

8 保険料

(1) 段階別保険料(令和3年度～令和5年度)

基準額は、5,390円(月額換算)です。

段階	本人	世帯	対象となる条件	年間保険料額
第1段階	非課税	非課税	生活保護を受けている人 本人の前年の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が80万円以下の人	19,400 円
第2段階			本人の前年の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が120万円以下の人	32,340 円
第3段階			本人の前年の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が120万円を超える人	45,270 円
第4段階		課税	本人の前年の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が80万円以下の人	58,210 円
第5段階			本人の前年の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が80万円を超える人	64,680 円
第6段階	課税		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	72,440 円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	80,850 円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	90,550 円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	97,020 円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	109,950 円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	122,890 円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	135,820 円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	148,760 円

(2) 段階別人数

※ 各年度末の数

段階	R元年度		R2年度		R3年度	
	対象者数	割合	対象者数	割合	対象者数	割合
第1段階	6,278	13.1%	6,355	13.0%	6,456	13.1%
第2段階	2,916	6.1%	3,081	6.3%	3,273	6.6%
第3段階	3,189	6.6%	3,311	6.8%	3,484	7.1%
第4段階	7,075	14.7%	6,886	14.1%	6,597	13.4%
第5段階	6,686	13.9%	6,917	14.2%	7,163	14.6%
第6段階	6,267	13.0%	6,369	13.0%	6,342	12.9%
第7段階	7,676	16.0%	7,796	16.0%	8,374	17.0%
第8段階	4,233	8.8%	4,225	8.7%	4,250	8.6%
第9段階	1,757	3.7%	1,827	3.7%	1,315	2.7%
第10段階	1,063	2.2%	1,051	2.2%	1,086	2.2%
第11段階	303	0.6%	319	0.7%	311	0.6%
第12段階	173	0.4%	180	0.4%	180	0.4%
第13段階	444	0.9%	454	0.9%	395	0.8%
合計	48,060	100.0%	48,771	100.0%	49,226	100%

(3) 徴収率

令和3年度介護保険料の徴収率は、98.7%でした。

			R元年度(円)	R2年度(円)	R3年度(円)
現 年 度 分	特別徴収	調定額	2,828,786,380	2,824,990,090	2,847,767,020
		収入済額	2,828,786,380	2,824,990,090	2,847,767,020
		徴収率	100.0%	100.0%	100.0%
	普通徴収	調定額	262,807,030	259,613,210	254,495,420
		収入済額	236,562,020	236,615,550	232,559,620
		徴収率	90.0%	91.1%	91.4%
	滞納繰越	調定額	44,841,440	35,843,584	27,213,014
		収入済額	9,818,371	10,489,360	7,445,220
		徴収率	21.9%	29.3%	27.4%
合計	調定額	3,136,434,850	3,120,446,884	3,129,475,454	
	収入済額	3,075,166,771	3,072,095,000	3,087,771,860	
	徴収率	98.0%	98.5%	98.7%	

9 介護保険のあゆみ

年月	内 容
平成8年5月	厚生省から介護保険制度の試案が示される
平成9年12月	介護保険法公布
平成11年11月	「介護保険の円滑な実施のための特別対策」の考え方が示される
平成12年4月	介護保険法施行
	「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業(国制度)」開始
	「介護保険の円滑な実施のための特別対策」の、高齢者保険料の特別措置、従前利用者で低所得の利用者負担の軽減、家族介護慰労金などの実施
平成12年9月	介護保険制度の定着へ向けた改善方策について(与党3党合意) <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護のあり方(保険給付としての家事援助の範囲) ・ ショートステイ(訪問通所サービスとの支給限度額の一本化) ・ 低所得者対策(社会福祉法人による利用者負担の軽減) ・ ケアマネジャーの資質の向上等
平成12年10月	第1号保険料の半額徴収開始
平成13年10月	第1号保険料の本来額徴収開始
平成14年1月	訪問通所系サービスと短期入所サービスの支給限度額一本化の開始
平成15年4月	介護報酬の改定
	要介護認定システムの一部改正

平成15年7月	介護保険法施行時の訪問介護利用者等に対する利用者負担軽減措置事業における高齢者分に限り、自己負担割合3%から6%に変更 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業の規模を拡大(年間収入及び預貯金額の枠を拡大)
平成16年9月	介護保険制度改正関係の検討状況等について示される
平成17年6月	介護保険法等の一部を改正する法律の成立
平成17年10月	介護保険施設等の居住費・食費が自己負担となる
平成18年4月	介護報酬の改定 改正介護保険法の施行(地域支援事業等の創設)
平成21年4月	介護報酬の改定 要介護認定システムの一部改正
平成23年4月	要介護・要支援認定の有効期間の一部改正
平成23年6月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立(平成24年4月施行)
平成24年4月	要介護・要支援認定の有効期間の一部改正 介護報酬の改定 改正介護保険法の施行(「地域包括ケアシステム」の取組)
平成27年4月	介護報酬の改定
平成27年8月	改正介護保険法の施行(介護サービス費負担割合の変更、介護保険負担限度額認定の条件追加)
平成28年1月	介護予防・日常生活支援総合事業を開始
平成28年4月	改正介護保険法の施行(地域密着型通所介護の創設)
平成29年8月	改正介護保険法の施行(高額介護サービス費の見直し、介護納付金への総報酬割の導入)
平成30年4月	介護報酬の改定 改正介護保険法の施行(居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲、介護医療院の創設、所得指標の見直し)
平成30年6月	介護保険料平準化開始
平成30年8月	改正介護保険法の施行(介護サービス費負担割合の変更)
平成31年1月	要介護認定に係る認定審査会簡素化開始
平成31年4月	公費による低所得者(第1～3段階)保険料軽減の強化
令和元年10月	介護報酬の改定
令和2年4月	新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い開始 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に対する財政支援の開始
令和3年4月	介護報酬の改定
令和3年8月	改正介護保険法の施行(介護保険負担限度額認定及び高額介護サービス費の条件変更)

秦野市介護保険事業報告書（令和3年度版）

令和4年（2022年）8月発行

編集発行 秦野市 福祉部 高齢介護課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-9616（直通）

E-mail kourei@city.hadano.kanagawa.jp